

社会福祉法人南種子町社会福祉協議会役員等報酬及び旅費支給規程

第1条 南種子町社会福祉協議会の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員に対する報酬及び旅費の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 会長及び副会長には、別表1の報酬（役職手当）を支給する。

第3条 役員及び評議員が町内において会議に出席した場合は別表2の日当を支給する。但し、島内の南種子町外で会議に出席した場合は日当のほか交通実費を支給する。

第4条 監事が監査業務を実施した場合は別表2の日当を支給する。

第5条 役員及び評議員が職務のため島外に出張した時は、別表3の旅費を支給する。

第6条 出張は、会長もしくはその委任を受けた者の出張命令によって行わなければならない。

第7条 出張後は5日以内に復命しなければならない。
なお、定例的なものはこれを省くことができる。

第8条 本規定により難しい場合が生じたときは、その都度 会長が別に定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（本規程により、「社会福祉法人南種子町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償規程」「社会福祉法人南種子町社会福祉協議会出張旅費規程」は廃止する。）

3. この規程は平成17年6月1日より施行する。

4. この規程は平成25年4月1日より施行する。

別表1 報酬

区 分	報酬 (役職手当)
会 長	月額 50,000円
副 会 長	月額 5,000円

* 会議日当は、原則支給しない。

別表2 日 当

区 分	日 当
役員等及び評議員会議日当 (生活福祉資金調査委員含む)	4,500円
監事監査日当	10,000円

* 本、日当以外の交通費は支給しない。

別表3 出張旅費

区 分	出張日当	宿 泊 料	交 通 費
県 外	7,000円	9,800円	実費 (公用車利用 時は支給しない)
県 内	7,000円	9,800円	
屋久島	7,000円	9,800円	

* 出張日当支給時は、別表2の日当は支給しない。

ただし、島内以外に旅行する場合は、交通費として日額2,000円を支給する。